

政令第 号

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十八条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第三十条）

第二章 経過措置（第三十一条）

附則

第一章 関係政令の整備

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次の一号を加える。

五十二 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の四に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第五十五条第一項の規定による指定

(国税徴収法施行令の一部改正)

第三条 国税徴収法施行令(昭和三十四年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「実行手続」の下に「企業価値担保権の実行手続」を加える。

(農業協同組合法施行令の一部改正)

第四条 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の前の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七十条の三第五項の規定により事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組

合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

第五十二条に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項の規定による指定

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第五条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号ハ中「又は企業担保権」を「企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

第十九条の九に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第五十五条第一項の規定による指定

第四十二条第二項第二十号中「依頼」を「意見の求め及び依頼」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第六条 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第七条 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号中「又は企業担保権」を「企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

（森林組合法施行令の一部改正）

第八条 森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八十八条の五第一項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）

第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承継組合等」と読み替えるものとする。

第十六条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 法第八十八条の七の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の四第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と読み替えるものとする。

第十八条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 法第八十八条の十五の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する

場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会」と読み替えるものとする。

(外国為替令の一部改正)

第九条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項第二号中「もの及び」を「もの、」に改め、「第二条第一項に規定する信託契約」の下に「及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約」を加える。

(銀行法施行令の一部改正)

第十条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十六に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のよう
に改正する。

第五条の十九に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

（労働金庫法施行令の一部改正）

第十二条 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の七に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

(貸金業法施行令の一部改正)

第十三条 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の四に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

(水産業協同組合法施行令の一部改正)

第十五条 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十四に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

（保険業法施行令の一部改正）

第十六条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の九に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四
号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指

定

(確定拠出年金法施行令の一部改正)

第十八条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）」を「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。同法第三章第三節に係る部分に限る。）」に改める。

(農林中央金庫法施行令の一部改正)

第十九条 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

(信託業法施行令の一部改正)

第二十条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

第二十条第二項第十一号中「依頼」を「意見の求め及び依頼」に改める。

（信託法施行令の一部改正）

第二十一条 信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号口中「若しくは信託業法」を「信託業法」に、「に違反した」を「若しくは事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の規定（同法第三章第三節に係るものに限る。）に違反した」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第二十二条 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「信託契約」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十四条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第九号及び別表第一金融庁の項中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（無尽業法施行令の一部改正）

第二十五条 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一号を加える。

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指
定

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第二十七条 復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表に次のように加える。

事業性融資の推	第百二十八条
所得税	所得税及び復興特別所得税

進等に関する法律 (令和六年法律第五十二号)			
---------------------------	--	--	--

(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二十八条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令(平成二十五年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十二 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二百五十六条に規定する罪

(金融庁組織令の一部改正)

第二十九条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「除く」を「、同項第四十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に属するものを除く」に改める。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に

次の一号を加える。

五 事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう。以下同じ。）の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第四条第一項に次の一号を加える。

二十一 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

第四条第二項中「同項第六号」を「同項第七号」に、「同項第八号から第十四号まで」を「同項第九号から第十五号まで」に、「同項第十五号及び第十七号」を「同項第十六号及び第十八号」に、「同項第十九号」を「同項第二十号」に改める。

第五条第一項第一号へ中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同号ム中

「を含む。第十五条第一項第二十四号」を「及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。第十五条第一項第二十五号」に改め、同号ク中「第十九条第一項第六号イ」を「第十九条第一項第七号イ」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第八号」を「第十九条第一項第九号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第九号」を「第十九条第一項第十号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第五条第一項に次の一号を加える。

十四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第五条第二項中「第七号及び第九号」を「第八号及び第十号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同項第十号」を「同項第六号、第十一号及び第十四号」に改める。

第十一条第二項中「除く」を「、同項第十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に

属するものを除く」に改める。

第十五条第一項中第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

第十五条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第十号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十五条第二項中「同項第十九号」を「同項第二十号」に、「同項第三十二号」を「同項第三十三号」に改める。

第十九条第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十九条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十九条第二項中「同項第六号イ」を「同項第六号及び第十三号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第七号イ」に、「同項第七号」を「同項第八号」に、「総合政策局」を「総合政策局」に改める。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ホ」を「前条第一項第七号ホ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ヘ」を「第十九条第一項第七号ヘ」に改める。

（金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第三十条 金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

十九 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定を受けた者

第二章 経過措置

第三十一条 事業性融資の推進等に関する法律（以下この条及び附則において「法」という。）第三十二条の免許を受けようとする者は、法の施行の日前においても、法第三十四条の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則

この政令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。ただし、第五条中金融商品取引法施行令第四十二条第二項第二十号の改正規定、第二十条中信託業法施行令第二十条第二項第十一号の改正規定

及び第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。